慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔行政法四〕醫療擔當者に對する注意と抗告訴訟の對象 (昭和三二年五月二八日宇都宮地裁判決)
Sub Title	
Author	田口, 精一(Taguchi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1959
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.32, No.7 (1959. 7) ,p.86- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590715-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

行政法 四 醫療擔當者に對する注意と抗告訴訟の對象

(行政事件裁判例集八卷五號九○一頁(95) (昭和三○年(行)第六號戒告處分取消贈求事件 (昭和三二年五月二八日字都宮地裁判決

【判示事項】 一、社會保険醫療擔當者監査要綱に基く都道府縣知となるか。

對してした戒告の適否を判定した事例。二、社會保險醫療擔當者監査要網に基いて縣知事が醫療擔當者に

【事實】 被告栃木縣知事は、監査官を通して原告の診療方針およたので、出訴におよんだものである。

く、また虚構の事實を認定している等の違法があるとし、被告の本原告は、右の處分が、監査要綱に 準據して なされた ものでは な

療報酬の不當請求については、これを否認した。うると主張した。なお被告のあげた診療方針に關する違背および診害を及ぼすものであるから、行政處分として取消訴訟の對象になりよつては、保險醫指定の取消の前提ともなり、かつ原告に對して損案前の抗辯に對しては、本處分が行政處分であり、またその結果に

告されたことがあること、さらに、監査に基いて、診療方針の違背答辯として、原告は、すでに診療報酬の不當請求によつて注意を通べためられた實質的な法規ではないとし、したがつて、右要綱に定められた實質的な法規ではないとし、したがつて、右要綱に定められた指定の取消、戒告、注意等の措置は、懲戒處分としての性質をもつものではなくて、單なる事質上の行爲にすぎないことを目的としたものではなくて、單なる事質上の行爲にすぎないことを目的としたものではなくて、單なる事質上の行爲にすぎないことを目的としたものではなくて、單なる事質上の行爲にすぎないことを目的としたものではなくて、單なる事質上の行爲にすぎないことを目的としたものではなく、かの法律上の効果に影響をおよばするために、監査と表示として、右の監査要綱は、知事の監査權を被告は、本案前の申立として、右の監査要綱は、知事の監査權を

記載等に不完全な個所の多かつた事實等を主張した。の事實、重大なる過失による診療報酬の不當請求の事實、診療錄

【判旨】 請求棄却。判示の概略は、次の如くである。社會保険隆 【判旨】 請求棄却。判示の概略は、次の如くである。社會保険隆 をしない一種の觀念通知たる事實上の行為にすぎないが、これをう としない一種の觀念通知たる事實上の行為にすぎないが、これによ 定の取消等の行政上の措置をなしうることを定めており、これによ 定の取消等の行政上の措置をなしうることを定めており、これによ 定の取消等の行政上の措置をなしうることを定めており、これによ 定の取消等の行政上の措置をなしうることを定めており、これによ 定の取消等の行政上の措置をなしうることを定めており、これによ 定の取消等の行政上の措置をなしうることを定めており、これによ 定の取消等の行政上の措置となり、整査を實施するに際し、その名譽 としない一種の觀念通知にる事實上の行為にすぎないが、これをう としない一種の觀念通知にる事實上の行為にすぎないが、これをう としない一種の觀念通知にあり、監査を實施するものである。 としない一種の觀念通知にある。 としない一種の觀念通知にある。とも明らかで たるの題を指述し、次の如くである。社會保険隆

告訴訟の對象となりうるものと解すべきである。全く事實の基礎を缺くような場合には、行政廳の處分に準じて、抗に屬するが、右戒告處分が、社會觀念上著しくその適正を缺くとか、この措置について、いずれを選ぶかは、原則として、知事の專權

さらに、本案については、保軍の戒告處分が、前記要綱に定めるさらに、本案については、保軍の戒告處分を適診療方針の違背および報酬の不當請求を認めて、右の戒告處分を適診療方針の違背および報酬の不當請求を認めて、右の戒告を決原告の辯明をきき、縣社會保險醫療協議會の答申に基いて戒告を決原告の辯明をきき、縣社會保險醫療協議會の答申に基いて戒告を決原告の辯明をきき、縣社會保險醫療協議會の答申に基いて戒告を決原告の等明をきき、縣社會保險醫療協議會の答申に基いて戒告を決原告の禁事を表表した。

である。 のではなく、 分として抗告訴訟の對象とは認められないものである。ただしこの判別は、 法的地位に關して變動を生ぜしめることを、その内容とするものであるか否かによつて、 ない行政廳の行為は、 具體的な權利義務に關する紛爭に對して提起されるのであるから、國民の權利義務に、 いるか否かを判定しなければならない。したがつて、 行政廳の違法な處分に對して、國民の法的利益を保障しようとする行政爭訟制度の目的より考えて、 本件において注目されるべき問題は、このような注意戒告處分が、抗告訴訟の對象となりうるか否かということ 右のような性質内容をもつたものであるならば、 このような訴訟の對象にはなり得ないものである。 行政廳の内部的行爲、 名稱は通知勸告といわれているような行爲であつても、 故に、 行爲の名稱形式等によつて、 勸告、 訴については、 事實上の通知等は、 なんらの法律上の影響をもおよぼさ 訴訟の對象としての適格を備えて 係争の行為が、 般に、 機械的になされる 抗告訴訟は、 行政 原告の權利 (廳の處 もち

究

ろん、これについて出訴することが許されるわけである。

構の内部における問題であつて、しかも係爭の戒告は、 ものであるかどうか。判示に對して疑をもつものである。 な純然たる醫療監督上の問題が、ただちに、 ということのみで、これを訴訟において爭い、 であるというわけでもない。事件の本體は、 このような利益に關するあらゆる紛爭が、 ことのできる利益をも含めて、 んらの効力をもおよぼしてはいないのである。 いしはその權利に關して、 ところで、本件の戒告處分は、判示にもあるように、その性質は一種の通知行爲であつて、これにより原告の法的地位な たしかに、 判示は、 訴訟における法的救濟は、 保險醫としての信用等の事實上の利益に對する影響を考慮して、このような戒告に對する訴の提起を認め なんらの變動をも生ぜしめるものではないから、本來抗告訴訟の對象とはなり得ないはずである。 考慮されるべきものであろう。 訴訟によつて處理されうるものではなく、またそうすることが、 いわゆる權利とされるものに狹く限定されるべきではなく、 法的爭訟を判定すべき裁判所の擔當するような事項として、その權限に屬する 醫療政策に關する問題であり、保險醫と監査機關との醫療に關する社會保險機 判決を求めるべき訴の利益があるものといえるかどうか。そして、このよう このような行爲が、 原告の醫師としての法的地位ないしはその權利に對して、 しかし社會生活におけるあらゆる利益に對する保障、そして 抗告訴訟の對象となりうるか否か。 たんに戒告をうけた 法的に價値を認める 最も適切な方法 直接にな

て、 り、 廳の處分に準じて、 事件の實體に對する審理によつて判定されるべきことである。ところが、 訴訟の對象にはならないが、 しかし、 判示は、 著しく不都合な行爲であるかどうか、 抗告訴訟の對象となりうるとする。すなわち、 右の戒告が、 社會觀念上著しくその適正を缺くとか、 右のような事情の存する場合には、 事實無根のものであるか否かということは、 このような行爲は、 行政處分に準じて、 事實の基礎を缺くような場合であるならば、 係争の行爲が、そもそも訴訟の對象となりら 元來行政廳の專權に屬するものであ 出訴することができるとみるので 本案に闘する問題であつ 行政

ある。 と同様になつてしまうであろう。 ものは、 をもつて構成されれば、 訴訟の對象とならない行爲であつても、 の請求を理由あらしめようとするのであるから、 事者の請求における個個の主張ないしは理由づけ如何にかかわらず、係爭の行爲の性質それ自體によつて判定すべきもので を畫するものであり、 のように、これが、 されるものではない。 のように行われ、 べき適格を有するかどうかという問題は、 それは、 これに對して、 このような行爲は、 原告の主觀的な理由づけによつて、 まさに裁判所の審査すべき抗告訴訟の對象としての類型に屬するものということができる。 それに對して、 なんら法律上の効果の發生を目的としない事實上の行爲としての部類に入るならば、 もし、 當該行為が、 さらには原告適格および訴の利益との關連において、 訴の對象となりうるものであるならば、 裁判權の對象とはなり得ないはずである。 この戒告行爲が、保險醫の法的地位ないしは權利に變動を生ぜしめるべき性質のものであるな 當事者が、 判示は、 著しく適正を缺くとか、 原告の主張が、 行爲それ自體の性質によつて決定されるのであり、それが當該事件に 裁判權ないしは抗告訴訟の對象に關する事項と、 どのようにでもなることになり、 どのような主張理由づけをしているかという事件の個別的な事情によつて左右 本案審理の領域において判斷されなければならない。 著しく不適當であるとか、 事實無根であるとする主張は、 裁判權の範圍ないしは訴訟の對象を確定すべき基準という したがつて、 訴の成立に關する訴訟要件の問題でも 事實上このような基準は、 それが事實無根のものであるとい この點に關する問題は、 本案審理における當事者の請 行爲の違法性を根據づけ、 もし判示のように、 いかなる場合に 全く存在 けれども、 裁判權 お いて、 う主旨 な の 原告 判示 範

當

お

らの法的効果をも、 さらに保險醫の指定の取消ないしは醫業発許に對する不利益處分との必然的な結合關係をもつているならば、 かりに戒告の行為が、 原告におよぼしているのではないから、 訴訟の對象となりうるとしても、 訴の利益ありといえるものであるか疑わしい。 本件の場合には、 たんに戒告がなされたのみで、 もちろん、 他になん

に關する問題とを混同しているのではなかろうか。

は けではない。 訴の利益の存在に對する判斷においても正當なものであるとは思われない。 ないしは剝奪するような處分がなされる場合にこそ、 のなされた場合に、 これを認めうる程に、明白なる危険が發生しているとも思われないのである。すなわち、 判示は、信用名譽等の事實上の利益に對する影響をもつて、 訴の利益の存在も考慮されようが、本件における戒告處分は、さらに重い處分を當然に豫定しているわ 訴の利益があり、裁判による權利の保障が必要だからである。 訴の利益ありと判斷して いる が、 原告に對して、 權利を制限し 本件の場合に 判示は、

(田 口 精 二

他人の權利の賣買と賣主の責任

(昭和三三年三月一七日慶島高裁岡山文部門八郎一四四七頁高裁長集) 一巻二號一三五頁、法律新聞九九號一四四七頁高裁長集) 一巻二號一三五頁、法律新聞九九號一四四七頁

【参照條文】 民法四一五條・五六一條・五六二條・五四三條・【参照條文】 民法四一五條・五六一條・五六二條・五四三條・

Æ.

る訴外Aより代金一七萬圓支拂期日同年一○月末日の約束で買受ける訴外Aより代金一七萬圓支拂期日同年一○月末日の約束で買受ける旨の賣買契約(第三賣買契約)を締結し、Yに對し右代金至額を所定の期日に支拂つた後、さらに同年六月一○對し右代金至額を所定の期日に支拂のた後、さらに同年六月一○對し右代金至額を所定の期日に支拂のた後、さらに同年六月一○皆、控訴人)との間に建物を代金一七萬五千圓支拂期日同年三月一告、控訴人)との間に建物を代金一七萬五千圓支拂期日同年三月一告、控訴人)と、Y(被【事實】 昭和二九年二月二七日、X(原告、被控訴人)は、Y(被